

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ……(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…
- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ……(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)…
- 建築士法による二級建築士免許の取消し……………
- ……(都市整備局市街地建築部建築企画課)…
- 警備員等の検定の実施(二件)……………
- ……(警備員等の検定合格者審査の実施(九件)……………
- 警備員等の検定合格者審査の実施(九件)……………
- ……(海区漁調)
- 東京湾横断道路木更津人工島周辺海域の水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止……………
- ……(特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ……(生活文化局都民生活部管理法人課)…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ……(同)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

告示

●東京都告示第二百十六号
 東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十九年二月十七日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二二六	雑誌	媚の凶刃(× side) 五四七七一六五 株式会社リブレ	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二二七	書籍	comic bloss 俺だけが知ってるアイツの秘密 ブラスト出版	同右
四二二八	同右	comic bloss 桜井遙、女性化しちゃいました。 ブラスト出版	同右

●東京都告示第二百十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社R. E. サクセス
- (二) 代表者氏名 代表取締役 小俣 邦彦
- (三) 主たる事務所の所在地 江東区青海二丁目七番四一八一九号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九〇〇七二二号
- (五) 免許年月日 平成二十六年一月九日

二 処分年月日 平成二十九年二月七日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

一 被処分者

- (一) 商号 RIDSNAP株式会社
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 井上 健太郎
 - (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区道玄坂二丁目十五番一〇一五号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九四〇二二一号
 - (五) 免許年月日 平成二十四年三月二十三日
- 二 処分年月日 平成二十九年二月七日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第二百十八号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第二項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第六条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

<p>平成二十九年二月十七日 東京都知事 小池 百合子</p> <p>一 被処分者 氏名 井戸 清一 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第三一四九〇号</p> <p>二 免許の取消しをした年月日 平成二十八年四月十九日</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第一号に該当するため</p> <p>一 被処分者 氏名 武藤 桂子 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第八七〇一四号</p> <p>二 免許の取消しをした年月日 平成二十九年一月十八日</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第一号に該当するため</p> <p>一 被処分者 氏名</p>	<p>杉山 貴英 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第七三六〇二号</p> <p>二 免許の取消しをした年月日 平成二十九年一月十八日</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第二号に該当するため</p> <p>一 被処分者 氏名 吉田 修勝 建築士の別 二級建築士 登録番号 東京都知事登録第二九三九〇号</p> <p>二 免許の取消しをした年月日 平成二十九年一月二十三日</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p> <p>一 被処分者 氏名 石井 義雄 建築士の別 二級建築士 登録番号</p>	<p>東京都知事登録第三六七二二三号</p> <p>二 免許の取消しをした年月日 平成二十九年一月二十三日</p> <p>三 免許の取消しの理由 法第九条第一項第三号に該当するため</p> <p style="text-align: center;">告 示 (公)</p> <p>●東京都公安委員会告示第59号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。 平成29年2月17日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 平成29年5月27日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 平成29年6月24日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第1号の警備業務（空港保安警備業務に係る）</p>
--	--	--

<p>るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成29年4月5日(水曜日)及び同月6日(木曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成29年4月12日(水曜日)から同月14日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通</p>	<p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを陳明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を陳明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を陳明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの陳明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第60号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。 平成29年2月17日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間</p>	<p>(1) 学科試験 平成29年5月27日(土曜日) 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 平成29年6月24日(土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務(施設警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成29年4月3日(月曜日)及び同月4日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成29年4月12日(水曜日)から同月14日(金曜日)</p>
---	---	---

日) までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

エ 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

オ 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

(4) 検定手数料 16,000円

7 問合せ先
警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第61号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年

国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則

第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則

第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判

定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規

則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月17日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の実施期日及び時間

平成29年5月27日(土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試

験場

3 審査の実施種別

規則附則第6条第1号の空港保安警備業務に係る1級

の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以

下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する空

港保安警備に係る同項に規定する検定であって、同条第

2項に規定する1級に係るものに合格した者

5 審査予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 申請申出の受付期間

平成29年4月10日(月曜日)及び同月11日(火曜

日)の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

7 申請手続

(1) 受付期間

平成29年4月19日(水曜日)から同月21日(金曜

日)までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

管轄する警察署

ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」とい

う。)の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、

<p>上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>_____ ●東京都公安委員会告示第62号 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査 (以下「審査」という。) を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 平成29年2月17日</p>	<p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成29年5月27日 (土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第2号の空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成29年4月10日 (月曜日) 及び同月11日 (火曜日) の2日間</p>	<p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成29年4月19日 (水曜日) から同月21日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」という。) の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在</p>
---	---	--

<p>明らかとなる書面</p> <p>(4) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第3号の施設警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成29年4月10日(月曜日)及び同月11日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 平成29年4月19日(水曜日)から同月21日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p>	<p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地在を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地在を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>
<p>●東京都公安委員会告示第63号</p> <p>警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成29年2月17日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成29年5月27日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試</p>		

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第64号

警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号)

附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年
国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則
第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則
第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判
定する審査 (以下「審査」という。) を実施するので、規
則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月17日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の実施期日及び時間

平成29年5月27日 (土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運動免許試
験場

3 審査の実施種別

規則附則第6条第4号の施設警備業務に係る2級の検
定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定
に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以
下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する常
駐警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項

に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格し
た者

5 審査予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により
確定する。

(1) 申請申出の受付期間

平成29年4月10日 (月曜日) 及び同月11日 (火曜
日) の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03 (3581) 8201

7 申請手続

(1) 受付期間

平成29年4月19日 (水曜日) から同月21日 (金曜
日) までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次
のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

- ア 東京都内の住所地を管轄する警察署
- イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
管轄する警察署
- ウ 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」とい
う。) の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、
上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、
横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に
氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(2)の受付場所に該当することを陳明する次の書
面

(ア)

前(2)のアに該当する者は、住所地を陳明する住
民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在
明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する
営業所の所在地を陳明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のウ及びビに該当する者はいずれか
を、前(2)のウに該当する者は陳明する書面を要しな
い。

(4) 審査手数料 4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第65号

警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号)

附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年
国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則
第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則
第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判

<p>定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成29年2月17日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p>	<p>平成29年4月10日（月曜日）及び同月11日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 平成29年4月19日（水曜日）から同月21日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p>	<p>(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のイ及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第66号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成29年2月17日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成29年5月27日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p>
<p>1 審査の実施期日及び時間 平成29年5月27日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p>		
<p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第5号の交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p>		
<p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間</p>		

<p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第6号の交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成29年4月10日(月曜日)及び同月11日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間</p>	<p>平成29年4月19日(水曜日)から同月21日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p>	<p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第67号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 平成29年2月17日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p>
<p>(1) 受付期間</p>	<p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p>	<p>1 審査の実施期日及び時間 平成29年5月27日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第8号の核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定</p>
<p>(1) 受付期間</p>	<p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p>	<p>1 審査の実施期日及び時間 平成29年5月27日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第8号の核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定</p>

<p>に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成29年4月10日 (月曜日) 及び同月11日 (火曜日) の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成29年4月19日 (水曜日) から同月21日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を</p>	<p>管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」という。) の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のイ及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第68号 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年</p>	<p>国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査 (以下「審査」という。) を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成29年2月17日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成29年5月27日 (土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第9号の貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。</p>
--	---	--

<p>なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成29年4月10日(月曜日)及び同月11日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成29年4月19日(水曜日)から同月21日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p>	<p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを陳明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を陳明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を陳明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は陳明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第69号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成29年2月17日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p>	<p>1 審査の実施期日及び時間 平成29年5月27日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第10号の貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成29年4月10日(月曜日)及び同月11日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>
---	---	---

03 (3581) 8201

7 申請手続

(1) 受付期間
平成29年4月19日（水曜日）から同月21日（金曜日）までの3日間
午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所
規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。
ア 東京都内の住所地在を管轄する警察署
イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署
ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類
ア 審査申請書 1通
イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉
ウ 旧合格証の写し
エ 前(2)の受付場所に該当することを陳明する次の書面
（ア）前(2)のイに該当する者は、住所地在を陳明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在が明らかとなる書面
（イ）前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を陳明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のイ及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は陳明する書面を要しない。

(4) 審査手数料 4,700円

8 問合せ先
警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

告 示（海区漁調）

●東京漁調指示第三号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定に基づき、東京海区漁業調整委員会、千葉海区漁業調整委員会及び神奈川県漁業調整委員会が構成された一都二県連合海区漁業調整委員会は、東京湾横断道路木更津人工島（以下「海ほたる」という。）周辺海域の水産動植物の繁殖保護を図るため、法第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示することとしたので告示する。

平成二十九年二月十七日
東京海区漁業調整委員会
会長 有 元 貴 文

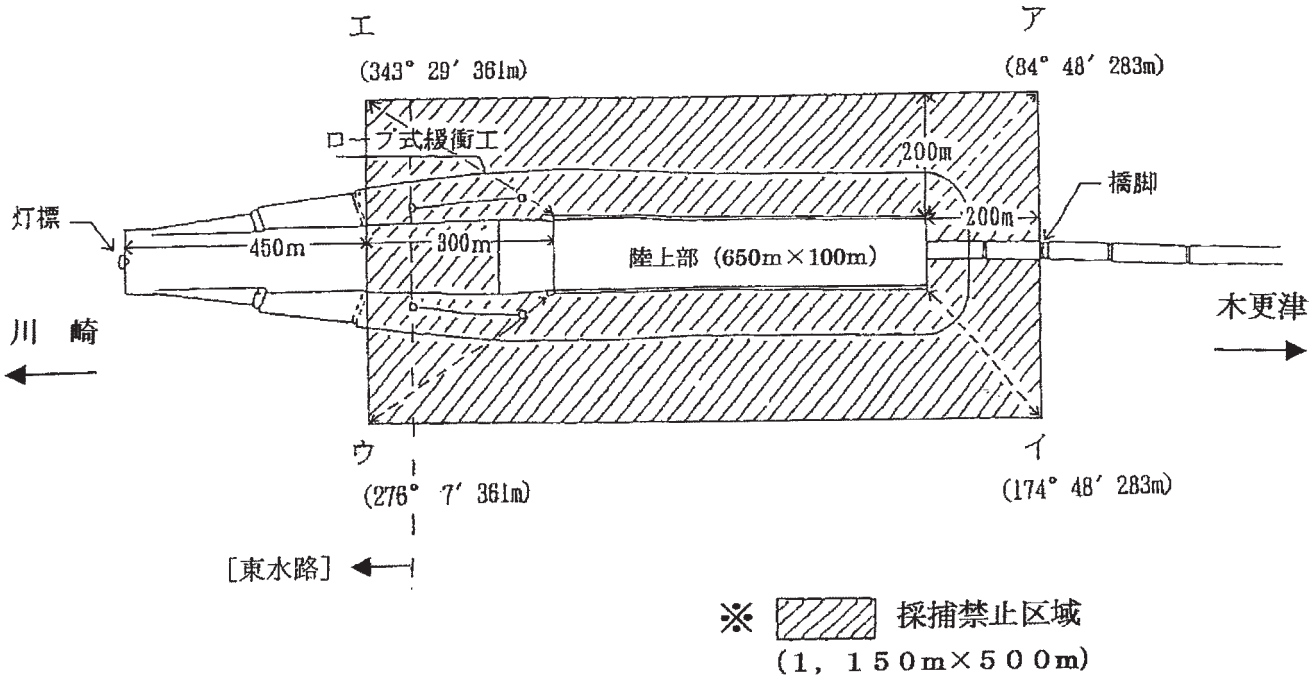
（水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止）
一 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（以下「区域」という。）において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内（船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。）をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区

漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

ア 海ほたる北東の突角から八十四度四十八分（真方位による。以下同じ。）二百八十三メートルの点
イ 海ほたる南東の突角から百七十四度四十八分二百八十三メートルの点
ウ 海ほたる南西の突角から二百七十六度七分三百六十一メートルの点
エ 海ほたる北西の突角から三百四十三度二十九分三百六十一メートルの点

（指示の有効期間）
二 この指示の有効期間は、平成二十九年三月一日から平成三十一年二月二十八日までとする。

[採捕禁止区域図]



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年二月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十九年一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ココロのバリアフリー計画

三 代表者の氏名

池田 君江

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区上馬二丁目三十三番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、バリアフリーに関する理解を深めるための活動を行い、車椅子、妊婦、高齢者などの方々と、周囲の方が快適な生活を送ることのできる社会の実現を通じて、公共の福祉に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

<p>一 申請のあった年月日 平成二十九年一月十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人2回目の日本</p> <p>三 代表者の氏名 齋藤 ゆい</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市別所一丁目三十一番地四一〇六</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、アジアの訪日観光客を対象とし日本に何回も来てもらえるような環境を作り、それらの提案・実施を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十九年一月十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所</p> <p>三 代表者の氏名 飯田 哲也</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区中野四丁目七番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、持続可能なエネルギー政策の実現を目指し、省エネルギー、再生可能エネルギー、民主的かつ環境負荷の少ないエネルギー市場の形成などの普及・促進に主眼を置いて活動を進め、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十九年二月十七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十九年一月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Pakistan Japan Jasmine Association</p> <p>三 代表者の氏名 岡 京子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区小日向三丁目九番四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は政治や宗教にとらわれない公正な目で、広く一般市民やパキスタン人を対象としてセミナーやフェスティバル等を開催し、日本とパキスタン・イスラム共和国の相互理解及び友好親善・文化交流・国際協力に関する交流促進活動を行う。それにより広く公益に貢献し、平和な世界づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十九年一月十九日</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人人力エネルギー研究所</p> <p>三 代表者の氏名 茂木 和行</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区白鷺二丁目十三番三一四〇九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、究極の「エコ・エネルギー」である人力エネルギーに関する幅広い分野で、調査研究および教育普及活動を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に助言または支援・協力をを行い、「人力」をキーワードとした究極の「エネルギー自己完結型」社会を目指して、「人力発電」とアートを結びつけた「発電芸術村」や、子どもも大人も楽しく遊びながら発電作業に参加できるアミューズメント・パークの建設、そして生活のエネルギーはすべて住民が賄う自己完結「創エネ型」の「人力発電村」を、世界へと広げていくことを究極の目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十九年一月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人パタカラリハビリエンタテイメントクラブ</p> <p>三 代表者の氏名 種浦 勝夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p>
<p>一 申請のあった年月日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>五 定款に記載された目的</p>

東京都杉並区堀ノ内一丁目六番三十号 グリーンハイ
ツ方南町一〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、健康寿命を
伸ばす事を主目的として、あたらしい形のリハビリ活動
を提唱したい。歌う事、楽しむ事、質の高いエンタテイ
メントを備えたりハビリを提供する事で来るべき高齢化
社会を少しでも豊かな時間にする為に寄与できればと考
えている。新しい形のプロのリハビリエンタテイナーを
育成し高齢者施設等、エンタテイメントから離れがちの
場所にもリハビリを伴った歌や、踊りや、笑いを広げて行
く事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ワールド産業振興協会

三 代表者の氏名

勝木 弘幸

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区両国三丁目二十一番十四号 両国有線ビ
ル二F

五 定款に記載された目的

この法人は、モンゴルの農業技術の向上、日本とモン
ゴルとの人的、技術的、文化的交流を促進し、並びに両
国のパートナーシップを強化し、相互の発展に寄与する
ことを目的とする。ならびに、スポーツを通じて世界各
国との交流を図り、同じく世界レベルでのパートナーシ

ップの強化と、相互の発展に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十九年二月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

多摩市唐木田一丁目八番一
号 港区南青山一丁目十五番五
号

新日鉄興和不動産株式会社

代表取締役 永井 幹人

稲城市大字矢野口字根方二千
四百六十六番六、同番六地先、
十二番地四十

小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十

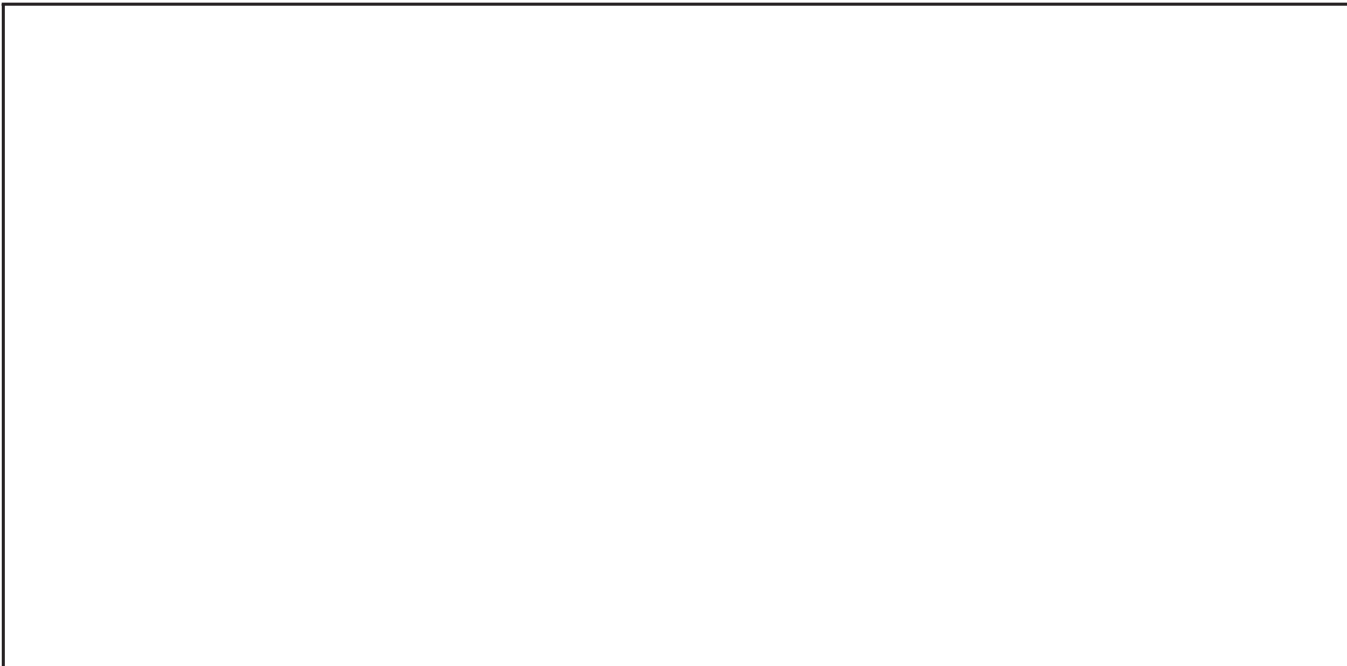
誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

西東京市谷戸町三丁目三千四
百七十二番
号 中央区銀座六丁目十七番一
号

三井不動産レジデンシャル
株式会社

代表取締役 藤林 清隆



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001